

◎厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成二十年厚生労働省告示第百二十九号)(抄)

<p>改正案</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇五十九 (略)</p> <p>六十 周術期カルペリチド静脈内投与による再発抑制療法 非小細胞肺がん(CT撮影により非浸潤がんと診断されたものを除く。)</p>
<p>現行</p>	<p>第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇五十九 (略)</p> <p>(新設)</p>